

令和4年度 事業報告

自 令和 4年4月 1日
至 令和 5年3月31日

公益社団法人 富山県バス協会

我が国の経済情勢は、ロシアによるウクライナへの軍事侵略による原油価格の高騰や円安の影響を受け、インフレ・物価高を引き起こしており、国内産業全般に大きな影響を及ぼしています。

本年度も前年から引き続き新型コロナウイルス感染症に翻弄される幕開けとなりました。7月中旬には第7波が、11月には第8波が襲来し、更に新たな変異ウィルスの蔓延が危惧されました。

しかしながら、政府は社会経済活動と感染症対策の両立を目指す方針から従前のような蔓延防止措置は講じず、3年ぶりに行動制限の無い年となりました。

更に第8波以降、新型コロナウイルス感染者数の減少傾向が顕著となったことにより、感染症法上の位置付けが「2類」から、令和5年5月より「5類」に引き下げられることとなりました。これにより、これまでコロナ禍で長く停滞していた社会経済活動に対する機運の盛り上がりが見込まれます。

このような情勢から各地で徐々にイベントが再開し始め、更には近隣県民までが対象であった県民割が10月から全国旅行支援として拡大された事により、全国的な旅行機運が高まりました。

富山県内においても令和4年の延べ宿泊者数（速報値）は、315万人6880人で、令和元年比82.9%と、大幅な回復傾向を示しています。

一方、令和4年度の県内貸切バス事業の状況は、運送収入（R4.4月～R5.2月）が対前年160.3%（令和元年度比59.2%）となっています。

また、コロナ禍の影響により中断されていた訪日外国人の受け入れが令和4年10月より再開され、記録的な円安水準と相俟ってインバウンド需要は回復傾向を示しました。また、年度末には訪日外国人の入国規制が大幅に緩和され、今後更なるインバウンド需要の高まりが見込まれます。

このような状況の中、富山県バス協会は、バス事業が極めて厳しい事業環境にあることを関係機関・行政に粘り強く訴え支援を要請し、一定の成果が得られました。

今後も引き続き所要の活動を継続して行くこととしています。

また今後、コロナ禍の更なる収束を見据え、会員事業者への安全輸送対策を重点に、適正な事業運営を図ることができるよう支援し、バス事業の発展に向けて鋭意取り組んで行くこととし、多くの課題に対し会員事業者はもとより日本バ

ス協会とより緊密に連携を図りながら対処して行く事としています。

令和4年度の事業概要は、次のとおりであります。

事業の概要

1. 乗合バス事業

富山県内における乗合バス輸送人員は、令和3年度には6,855千人（対前年度105.1%）となっています。

コロナ禍となり近年例の無い減少を示した令和2年度に比べ若干の回復傾向を見せたものの、依然としてコロナ禍における人流抑制の影響により力強さに欠ける状況にあります。特に、人流抑制の影響が定期外人員の減少傾向に如実に現れています。

全国の地方部におけるバス事業の経営は、以前より厳しい状況にあり、これにコロナ禍による需要の減少と相俟って、更に、直近の燃料価格や物価の高騰も加わり、危機的状況が深刻さを極めていきます。

これまで以上に事業者の経営努力だけでは路線の維持が困難となっています。

2. 貸切バス事業

「貸切バス事業者安全性評価認定制度」においては、令和4年度末には会員事業者18社が認定を受けることとなり、内10社は三つ星、2社は二つ星、6社が一つ星のそれぞれ認定を受けています。今後もこの取り組みを広げ、貸切バス事業の振興に生かすべく努力をしていくこととしています。

また、令和2年12月より、富山県による県内貸切バス利用に掛かる運賃の半額を助成する「貸切バスツアー利用促進事業補助金」制度が実施されており、本制度は令和5年9月まで実施されることとなっております。これは、観光需要の回復と県内貸切バスへの支援を図ることが目的とされています。

本制度と併せて、国による旅行需要喚起策である「全国旅行支援」によるバス旅行枠の拡大と利用促進策が求められるところです。

また、現在の貸切バスの運賃・料金制度は、平成26年度に改定され自治体・旅行業者・旅客等に周知・理解を求めべく広報活動を会員事業者と共にこれまで進めてきました。

この制度を貸切バスの安全確保と健全な経営基盤確立のため、更には貸切バス事業の発展の為、バス業界を挙げて制度遵守を推進してきました。

しかしながら、直近の燃料価格と物価の高騰がバス業界を直撃し、経営基盤が揺らぐ事態となっており、この窮状を見据えた制度改革が求められます。

3. 運輸事業振興助成交付金事業の推進

令和4年度において運輸事業振興助成交付金を活用し、バス旅客運輸事業の振興を積極的に展開しました。

具体的な事業は、以下のとおりです。

- (1)「バスの日（9月20日）」に因んだ行事として、バスのイメージアップと利用促進を図るべく「バスの日」PRマスクを作成し、バスをご利用されたお客様及び関係乗車券発売窓口で配布しました。
- (2)事業者のバス車両購入・改良、バス停留所標識改善、バス利用者用時刻表作成等、利用者利便の向上に資する施設整備等事業に助成を行いました。
- (3)安全運行の確保に関する事業として、運転者の適性診断（初任・一般・適齢・カウンセリング）、運行管理者（基礎・一般）講習会、運輸安全マネジメント講習等に助成を実施しました。
- (4)交通安全意識の高揚と事故防止の徹底を図ることを目的に、安全運転中央研修所及び旅客自動車ドライバー安全運転研修所（クレフィール湖東）へ会員事業者の運行管理者・運転者を派遣しました。
- (5)「貸切バス事業者安全性評価認定制度」における事業者の認定取得を推進すべく申請料の半額助成を実施しました。
- (6)「貸切バス適正化事業」における事業者の負担を軽減すべく、各事業者負担額の半額助成を実施しました。
- (7)「運転者教育訓練助成制度」における事業者が独自に実施する研修に助成しました。
- (8)長年に亙る運転無事故者等の優良従業員を表彰することによりその功績を称え、運輸事業に資すべく従業員の意識向上を図りました。
- (9)日本バス協会の中央事業の活用を積極的に会員に推進し情報提供をするとともに、会員のその制度活用の際し、所要の手続きを行いました。

4. 環境対策の推進

地球温暖化ガスの削減及び大気汚染の改善に資するため、国が行う9月の「自動車点検整備推進運動」に連携して、日本バス協会と共に9月～11月の3か月間を「バスの環境対策強化期間」として実施しました。

また、11月を「エコドライブ強化月間」として、アイドリングストップ等の取り組みを行いました。

5. 安全輸送対策の推進

- (1)全国交通安全運動及び交通安全県民運動並びに年末年始の輸送安全総点検

に積極的に参加することとし、本運動に際し「乗合・貸切合同委員会」を開催し、富山運輸支局及び富山県警察本部より講師を招いて研修会を開催しました。併せて本運動に際し、啓発活動の一環として関連ポスター・リーフレットの配布を行いました。

- (2) 運行管理者研修の実施について自動車事故対策機構からの通知を受けて会員事業者に周知し、受講漏れの無いよう啓発しました。
- (3) 整備管理者選任前・後研修について運輸支局からの開催通知に基づき研修推進のための周知を図りました。
- (4) バスの車内事故防止を図るため、7月を「車内事故防止キャンペーン」期間として取り組みました。
- (5) 秋の全国交通安全運動期間中に併行実施される「飲酒運転防止週間」を会員事業者に周知し、飲酒運転撲滅運動を展開しました。
- (6) 富山県の消防・防災研修施設である四季防災館を活用して防災・救急救命研修会を開催し、防災座学、地震体験、消火訓練、煙火災体験、AEDを活用した救急・救命訓練等（令和4年12月、全7回、108名参加）を実施しました。
- (7) 「安全教育研修会」を開催（令和5年2月～3月、全4回、85名参加）。自動車事故対策機構による安全教育の他、富山県防災危機管理課より原子力安全の専任講師を招いて研修を実施しました。また、「NF安全運転適性テスト」を実施し、今後の運転に生かすべく研修に取り組みました。

6. 広報活動の推進

- (1) ホームページにより、富山県バス協会の活動を適宜紹介するとともに、特に交通安全運動を積極的に推進すべく広報活動を展開致しました。
また、バス協会の定款及び令和3年度事業報告書・収支決算書・令和4年度事業計画書・収支予算書等関係事項を掲載しました。
- (2) バス運転者不足問題への対応として、バス事業イメージアップポスター掲出事業（路線バス・軌道・電車・鉄道駅等）第9弾を実施しました。
※ 運輸事業振興助成交付金事業として実施

7. 働き方改革への対応

- (1) 令和5年春季労使交渉について、円滑な交渉を図るため日本バス協会からの関連情報を収集し提供しました。
- (2) 働き方改革への対応を図るべく、厚生労働省の支援事業により専門の講師を招き研修会を開催しました。
- (3) 日本バス協会の「バス事業における働き方改革の実現に向けたアクション

プラン」に基づき、令和6年度からの適用が予定されている「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」の改正に向けた事業者の取り組みにつき周知・啓発しました。

8. その他

- (1) 令和5年度税制改正及びバス事業関連事項の要望等について日本バス協会を中心として関係政党及び関係省庁並びに地方自治体等に要望書を提出しました。
- (2) 日本バス協会の「インバウンド振興のためのバスサービス向上アクションプラン」に基づき、訪日外国人観光客を取り込んだ便利で利用しやすいバスサービスの実現を目指し、バス事業におけるハード・ソフト両面に互る施策を会員事業者に周知・啓発しました。
- (3) 県内各市町村の地域公共交通会議に出席し、各地域の交通計画等その動向と情報の把握に努め、意見・提言を行いました。

令和4年度事業報告には、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第34条第3項に規定する「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないので付属明細書は作成しません。